

特定建設作業工程表

作業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

規制対象		年月日	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月											
法	条例	建設作業	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20											
騒音	1	1	くい打機、くい抜機等を使用する作業																		
	2	2	びょう打機を使用する作業																		
	3	3	さく岩機を使用する作業																		
	4	4	空気圧縮機を使用する作業																		
	5	5	コンクリートプラント等を使用する作業																		
	6		バックホウを使用する作業																		
	7		トラクターショベルを使用する作業																		
	8		ブルドーザーを使用する作業																		
		6	建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業																		
		7	コンクリートミキサー車等を使用する作業																		
振動		8	コンクリートカッターを使用する作業																		
		9	ブルドーザー、バックホウ等で整地、掘削作業																		
		10	ロードローラー、てん圧機等を使用する作業																		
	1	1	くい打機、くい抜機等を使用する作業																		
	2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業																		
	3	3	舗装版破砕機を使用する作業																		
	4	4	ブレーカーを使用する作業																		
	備考			※ 日曜日その他の休日は作業禁止 作業場所付近の見取図必要																	
	(注) 1. 騒音について「法」と「条例」の両方に該当する場合は、「法」による届出をしてください。 2. 振動について作業場所が工業専用地域以外の場合は、「法」による届出をしてください。 3. 建設作業の種類で、騒音・振動の両方に該当する場合は、両方の届出が必要です。																				